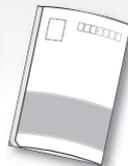


退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」を送付します！

平成29年5月に、平成28年4月から平成29年3月までの「給付算定基礎額」に関する情報を圧着ハガキでお知らせします。



平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分(職域部分)は廃止され、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度が創設されました。

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度に個人が積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。

なお、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

<http://www.shichousonren.or.jp/>

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307